

重度障害者支援加算の概要と算定要件

<生活介護>

加算名	単位数	算定要件
重度障害者支援加算Ⅰ	50 単位	<ul style="list-style-type: none">・ 2人以上の重症心身障害者へ支援を行ったこと。・ 支援体制が整えられたとして、都道府県知事等に届け出ていること。
重度障害者支援加算Ⅱ 1	360 単位	<ul style="list-style-type: none">・ 区分 6、かつ、行動点数 10 点以上の利用者へ支援を行ったこと。・ 支援体制が整えられたとして、都道府県知事等に届け出ていること。
重度障害者支援加算Ⅱ 2	500 単位	<ul style="list-style-type: none">・ 重度障害者支援加算Ⅱ 1 の算定開始日から、180 日以内の期間に算定。
重度障害者支援加算Ⅱ 3 (中核的)	150 単位	<ul style="list-style-type: none">・ 事業所が重度障害者支援加算Ⅱ Ⅰを算定していること。・ 中核的人材養成研修修了者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が支援計画シート等を作成しているとして、事業所が都道府県知事等に届けたこと。・ 区分 6、かつ、行動点数 18 点以上の利用者へ支援を行

		ったこと。
重度障害者支援加算Ⅱ 2 (中核的)	200 単位	・ 重度障害者支援加算Ⅱ 3 (中核的) の算定開始日から、 180日以内 の期間に算定。
重度障害者支援加算Ⅲ 1	180 単位	・ 区分4以上 、かつ、 行動点数10点以上 の利用者への支援を行ったこと。 ・ 支援体制が整えられたとして、都道府県知事等に届け出ている。
重度障害者支援加算Ⅲ 2	400 単位	・ 重度障害者支援加算Ⅲ 1 の算定開始日から、 180日以内 の期間に算定。
重度障害者支援加算Ⅲ 3 (中核的)	150 単位	・ 事業所が重度障害者支援加算Ⅲ I を算定していること。 ・ 中核的人材養成研修修了者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が支援計画シート等を作成しているとして、事業所が都道府県知事等に届けたこと。 ・ 区分4 、かつ、 行動点数18点以上 の利用者への支援を行ったこと。
重度障害者支援加算Ⅲ 2 (中核的)	200 単位	・ 重度障害者支援加算Ⅲ 3 (中核的) の算定開始日から、 180日以内 の期間に算定。

＜施設入所支援＞

加算名	単位数	算定要件
重度障害者支援加算Ⅰ 1	28 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者 又はこれに準ずる利用者の数が合計 20%以上である こと。 ・ 支援体制が整えられたとして、都道府県知事等に届け 出ていること。
重度障害者支援加算Ⅰ 2	22 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所が重度障害者支援加算Ⅰ 1 を算定している。 ・ 区分 6 かつ気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理 が必要な者又は重症心身障害者が 2 人以上利用してい るものとして、都道府県知事等に届け出ていること。
重度障害者支援加算Ⅱ 1	360 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分 6、かつ、行動点数 10 点以上の利用者への支援を 行ったこと。 ・ 支援体制が整えられたとして、都道府県知事等に届け 出ていること。
重度障害者支援加算Ⅱ 2	500 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者支援加算Ⅱ 1 の算定開始日から、180 日以 内の期間に算定。
重度障害者支援加算Ⅱ 3	150 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所が重度障害者支援加算Ⅱ 1 を算定しているこ

(中核的)		<p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核的人材養成研修修了者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が支援計画シート等を作成しているとして、事業所が都道府県知事等に届け出たこと。 ・区分6、かつ、行動点数18点以上の利用者への支援を行ったこと。
重度障害者支援加算Ⅱ 2 (中核的)	200 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者支援加算Ⅱ 3 (中核的) の算定開始日から、180 日以内の期間に算定。
重度障害者支援加算Ⅲ 1	180 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・区分4以上、かつ、行動点数10点以上の利用者への支援を行ったこと。 ・支援体制が整えられたとして、都道府県知事等に届け出ていること。
重度障害者支援加算Ⅲ 2	400 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者支援加算Ⅲ 1 の算定開始日から、180 日以内の期間に算定。
重度障害者支援加算Ⅲ 3 (中核的)	150 単位	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所が重度障害者支援加算Ⅲ I を算定している ・中核的人材養成研修修了者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が支援計画シート等

		<p>を作成しているとして、事業所が都道府県知事等に届け出たこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分4以上、かつ、行動点数18点以上の利用者への支援を行ったこと。
<p>重度障害者支援加算Ⅲ 2 (中核的)</p>	<p>200 単位</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者支援加算Ⅲ 3 (中核的) の算定開始日から、180 日以内の期間に算定。